一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会

会員の入会及び退会に関する規則

　（目的）

第１条　 この規則は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会（以下「当協会」という。）の

会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（入会手続）

第２条　 当協会の会員になろうとする者は、入会申込書（第１号様式）を当協会に提出しなけ

ればならない。

２　 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第２号様式）に

より、入会申込者に通知しなければならない。

　（会員名簿）

第３条　 入会者は、会員名簿に登録する。

２　 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲

について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

　（入会金及び会費）

第４条　 入会金及び会費の金額及び納期については、総会の決議により定める会費等に関

する規則によるものとする。

　（退会）

第５条　 会員は、退会届（第３号様式）を提出して、任意に退会することができる。

２　 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

３　 定款第１０条並びに第１１条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した

場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

（再入会）

第６条　 過去に当協会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第２条の規定を準用する。ただし、退会の際、未納会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

　（改正）

第７条　 この規則の改正は、理事会の決議を経なければならない。

　（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

　この規則は、平成２５年５月８日から施行する。